

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

意見書

令和5年2月27日

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田



弁護士 鄭 一 志



弁護士 河 村



弁護士 我 妻 崇 明



弁護士 山 城 在 生



弁護士 三 木 隼 輝



原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂 井



本書では、原告らの令和5年1月23日付け文書提出命令申立書に関し、被告国の令和5年2月24日付け意見書、及び被告東京都の令和5年2月24日付け意見書を踏まえ、原告らの意見を述べる。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

第1 被告国の意見について

1 本件文書を取り調べることの必要性について

被告国は、本件文書はいずれも取調べの必要性がないと主張し、その理由として大要、①本件要件ハに関する経済産業省の解釈は令和4年9月14日付調査嘱託回答（甲148）等から証明十分である、②経済産業省が事業者に対し本件要件ハの解釈を周知していなかったとしても、それにより経済産業省の本件要件ハの解釈や運用が明らかになるものではない、③捜査メモに記載された経済産業省職員の回答や発言内容は、職員の個人的所感を述べたものにすぎず、経済産業省としての解釈を述べたものでない、④捜査メモは経済産業省職員の記載内容の確認を得ないで作成したものであるから網羅性及び正確性が担保されていない、と述べる。

しかし、第一に、調査嘱託回答（甲148）は、その後に提出された ████████ 教授からの聴取メモの内容（乙8の38）と明白に矛盾する内容を含んでおり、故意に虚偽を含む回答を記述した文書である以上全体として信用しうるものではないから、これをもって本件各噴霧乾燥器の輸出当時における経済産業省の解釈運用の証明が十分とは到底言い難い。この点は、原告ら第6準備書面4頁から6頁において詳述したとおりである。

第二に、経済産業省が事業者に対し甲148号証に記載の解釈を一切周知していなかったとの事実は、経済産業省が当時そのような解釈を有していなかった（後出しの解釈に過ぎない）ことを強く推認させる間接事実となる。

第三に、警視庁から刑事事件の捜査目的で十数回にわたる聴取を受けておきながら、経済産業省の職員の回答ないし発言が同省の解釈と異なる解釈運用を「個人的所感」として述べたものであるとは通常考えられ

ない。特に、平成29年11月8日及び平成30年2月8日の各打合せには、[REDACTED]警視が自ら参加しており、このことからすると経済産業省からも当時の課長補佐クラス（具体的には、訴外[REDACTED]）が参加していたことが強く伺われるのであって、もはや一職員同士の「個人的所感」の交換の場といった性質のものでないことは明らかである。

第四に、本件文書は、経済産業省職員の記載内容の確認を得ないで作成されたものであったとしても、本件刑事事件の捜査に当たった警察官が職務上作成した文書である以上、聴取した内容に忠実に、とりわけ捜査の目的に照らし有利、有益な情報は詳細かつ具体的に、記載されたものであることが推認される。また、聴取メモに聴取内容が正確に録取されているか否かは証拠の信用性の問題、聴取メモの内容から経済産業省職員がいかなる認識を有していたと考えられるかは証拠の評価の問題であるから、いずれも、聴取メモを証拠として取り調べる必要性そのものを左右する事情ではない（実際、聴取対象者の確認を得ていないと考えられる捜査メモは本訴にいくつも登場している（例えば乙8各号））。

以上のとおりであるから、この点に関する被告国の意見はいずれも理由がなく、もはや詭弁というほかない。

2 法律関係文書への該当性について

被告国は、強制捜査による刑事訴訟法上の権限行使とその受忍義務の発生等といった権利義務関係をもって民事訴訟法220条3号後段の「法律関係」と解し、「法律関係について作成された」というためには、拳証者と文書所持者との間の法律関係ないしその構成要件事実の全部又は一部記載されかつ当該法律関係の発生等を直接証明することができるものであるか、又は、当該法律関係を明らかにする目的で作成されたものであることを要するとした上で、強制捜査による法律関係の形成要因

である令状請求の際に疎明資料とされ、令状発付の要件の存否の判断に直接影響を及ぼす事項が記載された書類が法律関係文書に該当すると主張する。そして、本件文書については、いずれも原告会社に対する搜索差押許可状請求や原告大川原に対する逮捕状請求の際の疎明資料として用いられていないとして、「法律関係について作成された」文書に該当しないと主張する。

しかし、被告国の主張は以下のとおり失当である。

(1) 被告国の主張する規範によったとしても、本件文書は法律関係文書に該当すること

本件文書は、警視庁公安部が、本件噴霧乾燥器が本件省令の定める規制要件に該当することを明らかにするべく、規制当局である経済産業省から本件省令の解釈運用を聴取し、これを記録し、警視庁公安部において捜査メモとして公的に保存、管理していた文書である。したがって、本件文書は、警視庁公安部が、本件省令の定める規制要件に該当する機器を無許可で輸出したという罪を犯したことを疑うに足りる「相当な理由」（刑事訴訟法199条1項）が原告らにあること等、原告会社において搜索差押を、原告大川原、原告島田及び亡相嶋における搜索差押及び逮捕をそれぞれ受忍する義務があること、すなわちこれらの強制捜査の要件の有無及び適法性を明らかにする目的で作成されたものであることは疑いようがない。

したがって、法律関係文書につき被告国のいう規範によったとしても、本件文書はいずれも法律関係文書に該当する。

(2) 民事訴訟法220条3号後段に定める法律関係文書に該当する刑事事件に関係する文書は、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則等に基づき裁判所に提出された書面に限られるものではないこと

被告国は、本件文書が捜索差押許可状請求や原告大川原に対する逮捕状請求の際の疎明資料として用いられていないから、民事訴訟法220条3号後段に定める法律関係文書に当たらない旨主張する。

しかし、民事訴訟法220条3号後段に定める法律関係文書に関して被告国自らが主張する規範によったとしても、刑事事件に係する文書について、刑事訴訟法に定める強制捜査のために同法及び刑事訴訟規則等に基づき裁判所に提出されていないからといって法律関係文書に該当しないとする法則は一義的に導かれないし、現に判例・裁判例上もそのようには考えられていない。

文書提出命令申立書5頁において指摘したとおり、大阪高決平成30年5月10日民事73巻1号58頁は、令状請求の際に裁判所に提出されていなかった文書であっても、強制捜査の適法性を明らかにする目的で作成された文書は法律関係文書に該当し得ると解したうえで、逮捕状請求に際して提出されていなかった通報時刻等報告書の法律関係文書該当性を肯定している。同大阪高決は、文書提出命令申立ての相手方が保有していたものが通報時刻等報告書の原本ではなく写しであったこと等から結果的に文書提出命令の申立てを却下したが、上告審（最決平成31年1月22日民集73巻1号39頁）は、同文書を含めて、被告国のいう平成16年最高裁決定に基づく裁量権の逸脱・濫用の有無を審理させるため、同大阪高決を破棄のうえ差し戻した。そのなかで、同最決は、「刑事事件の捜査に関して作成された書類の写しで、それ自体もその原本も公判に提出されなかったものを、その捜査を担当した都道府県警察を置く都道府県が所持し、当該写しについて引用文書又は法律関係文書に該当するとして文書提出命令の申立てがされた場合においては、当該原本を検察官が保管しているときであっても、当該写しが引用文書又は法律関係文書に該当し、かつ、当該

都道府県が当該写しの提出を拒否したことが、前記イの諸般の事情（原告ら代理人注：平成16年最高裁決定が指摘した事情）に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該写しの提出を命ずることができるものと解するのが相当である。」（下線部は原告ら代理人）と判示している。既に述べたように、この最決は、平成16年最高裁決定に基づく裁量権の逸脱・濫用の有無等の審理のために差戻しているところ、法律関係文書に該当しない文書には平成16年最高裁決定に基づく規範は妥当しない（したがって、そのような文書に関しては抗告却下となるはずである）から、上記事案の通報時刻等報告書が法律関係文書に該当することには最高裁も異論がないと解される。

さらに付言するに、上記事案の通報時刻等報告書は、「逮捕の適法性を明らかにするために作成されたもの」（上記大阪高決）として法律関係文書該当性を認められている（少なくとも、令状の発布を求めるための文書として、刑事訴訟法又は刑事訴訟規則によって明示的に規定されているものではない。）。判示上はあくまで申立人の主張とされているものの、通報時刻等報告書は、申立人が被告人となった刑事事件に関して申立人にアリバイが成立するか否か、すなわち、申立人が被疑者として逮捕されてもよいか否かという法律関係を決するために作成された文書と位置付けられており、判示の内容からみて大阪高決もこの理解には少なくとも大きくは異論がないと解される。つまり、「逮捕の適法性を明らかにするために作成されたもの」として法律関係文書に該当する文書は、逮捕状の執行の状況のような逮捕そのものに関する事情が記載されたものに限られず、そもそも逮捕が刑事訴訟法所定の要件（上記事案でいえば逮捕の要件である「相当な理由」、中でも犯人性の要件）を充足しているか否かを明らかにする目的で作成され

た文書であれば法律関係文書該当性を認めて差し支えないと考えられ、かつ、最高裁もこのことを事実上是認しているのである。

また、最決令和2年3月24日判タ1480号144頁は、司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けて行った死体の解剖にかかる写真について、同写真（正確にはそのデータが記録された媒体）が法律関係文書に該当するとして開示を命令した原審決定を維持している。同最決は、平成16年最高裁決定を引用しつつ、司法解剖の鑑定結果等が記載された鑑定書等の文書が民事訴訟法220条4号ホ所定の文書に該当するとしても、これが法律関係文書に該当する場合には、（刑事訴訟法47条所定の文書に該当するとしても）保管者の提出拒否がその裁量権の範囲の逸脱又は濫用と認められる場合には提出を命令できる旨指摘し、原審を維持している（なお、同最決に係る最高裁判所調査官による評釈（ジュリスト1563号91頁）は、司法解剖の鑑定書が法律関係文書に該当するかは同決定の判断の対象外としつつも、同決定の説示に照らせば、司法解剖による死体に対する侵襲の範囲や態様を明らかにするものは法律関係文書に当たると解され、鑑定書の大部分はこれに当たると思われる旨を指摘する。）。一方で、当該写真の裁判所に対する提出の有無等は何ら触れられていない。

被告国のいう平成17年最決や平成19年最決も、法律関係文書に該当する刑事事件関連の文書を同事案において認められた種類のものに限定する趣旨ではなく、法律関係文書該当性は申立人と所持者の関係や作成目的等の事情を勘案して判断する必要があると理解されている（上記最決令和2年の評釈である判タ1480号147頁参照）。

このように、刑事事件の捜査に関して作成された書類が公判において、或いは令状請求等にして裁判所に提出されていなかったとして

も、或いは刑事訴訟法又は刑事訴訟規則等に基づき令状の発布のために作成を要することが法律上明示されていなかったとしても、そのことのみでは法律関係文書該当性は何ら妨げられない。また、逮捕の要件（例えば刑事訴訟法に定める「相当な理由」）を明らかにする目的で作成された文書あれば法律関係文書たり得るとというのが近時の判例・裁判例上も有力な理解であるといつてよい。

実際にも、民事訴訟法220条3号後段は、文理上刑事事件に関係する文書につき特別の要件を課しているわけではない。むしろ、文書が作成された目的ないし趣旨を要件としている同号の規定ぶりからすれば、ある文書が作成後に実際にどのように利用されたかは同号の要件を直接左右する事情ではないと解される。なぜなら、ある文書が作成後にどのように用いられたかは、当該文書が作成された目的ないし趣旨を推認する有力な事情にはなるにせよ、それは一事情であつて要件ではなく、作成当初の目的が同号所定のものであるにもかかわらず、作成後の用途によって（現実に令状請求に用いられたかどうかだけで）同じ文書の法律関係文書への該当性が左右されるのは不合理だからである。

以上のとおり、近時の判例・裁判例からすれば、令状請求の際に添付資料とされていながらといつて本件文書の法律関係文書該当性が否定されることはなく、既に主張した本件文書の作成時期や経緯、想定される内容、本件訴訟における重要性を踏まえれば、本件文書はいずれも法律関係文書に当たるといふべきである。

(3) 本件文書は法律上作成を要することとされていない文書とはいえないこと

被告国は、本件文書が「法律上作成を要することとされている文書ではな」と主張する。

しかし、犯罪捜査規範第13条は、警察官は、捜査を行うに当たり当該事件の公判の審理に証人として出頭する場合を考慮し、および将来の捜査に資するため、その経過その他参考となるべき事項を明細に記録しておかなければならないものと定めるところ、いわゆる捜査メモ、取調べメモはこれに該当する。そして、こうしたメモ（備忘録）であっても、事件捜査の過程で作成された書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むものは、刑事事件においても証拠開示命令の対象となる（最三判平成20年6月25日刑集 第62巻6号1886頁。同事案において上記犯罪捜査規範に定める記録及び刑事訴訟法に基づく証拠開示命令の対象となり得ることが肯定されたのは、捜査官が私費で購入して記載していたノートとされており、これと比較すれば、本件文書は優にこれらの該当性が認められる。）。本件刑事事件においても、本件文書につき証拠開示に関する裁定がなされることが予定されていた（甲151・4頁～6頁）。

このような本件文書の性質からすれば、本件文書が「法律上作成を要することとされている文書」ではないとは到底いえない。

3 公務秘密文書への該当性、及び裁量の逸脱・濫用について

(1) 被告国の主張

被告国は、本件文書に記載されている国際交渉を含む内容は、警視庁公安部警察官が職務上知り得た非公知の事実であり、かつ実質的にそれを秘密として保護するに値するものであって、その提出によって公務の遂行に著しい支障を生じる具体的なおそれが存在するとして、提出を拒絶し得る公務秘密文書（民事訴訟法220条4号ロ）に該当すると主張する。

その理由は要するに、経済産業省がA Gの参加国との合意もなくA Gにおける協議や交渉の内容を一方的に公表すれば、参加国との信頼関係が損なわれ、我が国のその後の安全交渉貿易管理制度の運用に係る諸活動に大きな支障をもたらし、我が国の安全保障貿易管理政策に悪影響を及ぼすおそれがあるというものである。

(2) 被告国の主張は大袈裟である

しかし、本件文書の対象である経済産業省と警視庁公安部との打合せは、本件噴霧乾燥器が我が国における規制要件に該当するかどうかを規制当局である経済産業省に確認する目的の下で行われたものであるから、その打合せの主題は、国内法である本件省令の解釈及びその運用状況、並びに本件噴霧乾燥器の有する性能とその評価に関するものであることが推認されるのであり、国際的に機微な情報が含まれるという被告国の主張は、いかにも大袈裟である。

A Gにおける協議や交渉の内容に関する情報は、もとより本件刑事事件の捜査との関連性は間接的であって、警視庁公安部から経済産業省の一職員に対して質問がされることは考えにくい（捜査の目的からすれば、国内法である本件省令の解釈及び運用について聴取できれば足り、A Gにおける協議や交渉の内容など聴取する必要はない。）し、仮に質問がなされたとしても、経済産業省の一職員が機微な情報を軽率に提供することもまた考えにくいからである。

(3) 本件文書のすべてに機微な情報が記載されているとは到底考えられない

また、本件文書は、平成29年10月から平成30年2月にかけて警視庁公安部が13回に渡り行った経済産業省からの聴取、及び同期間において4回に渡り行ったC I S T E Cからの聴取をそれぞれ記録した17文書であるところ、その聴取の目的は国内法である本件省令

の解釈及び運用及び本件噴霧乾燥器の規制要件該当性についての経済産業省の認識ないし意見に過ぎないのであるから、百歩譲って17文書のいずれかにAGに関する機微な情報が記載されている可能性があるとしても、17文書すべてに国際的に機微な情報が含まれているとは到底考えられない。

そして、被告国は、本件文書の写しを所持しているのであるから、国際的な機微な情報が本件文書のいずれに含まれているかを特定して、具体的に指摘することができるはずであるが、それすらも行わないのであるから、本件文書の提出により公務の遂行に著しい支障を生じる具体的なおそれが存在すると認めることはできないというべきである。

例えば、平成29年12月5日付けの捜査メモのうち1つ（本文書提出命令申立書別紙2における2550番の文書）は、面談ではなく電話聴取の内容を記載したに過ぎないメモである。他の聴取がすべて面談で行われているのに対し、この聴取は電話で済まされていることからすると、確認が必要な事項についてポイントを絞って聴取が行われたものであることが伺われる。被告国は、当該文書の写しを所持しているのであるから、当該文書に、AGに関する機微な情報が記載されているか否かを容易に確認し、仮に含まれているのであれば具体的に指摘することができるはずである。

この点、本件刑事事件の公判前整理手続において、公判担当の■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■検事は、公訴取消の約1ヶ月前の令和3年6月23日に行われた打合せ期日で、本件文書の開示について、（経済産業省から全面不開示の要請を受けたが）「検察官としても全面不開示が相当とは考えていないので、もう少し開示範囲について広げられないか、再度経産省側に求める予定である」と述べ、検事目からも開示に支障がないとみられる箇所が存在することを明言していた（甲151・4頁～5頁。

なお、本件文書の存在が発覚した経緯について、甲104別添・令和3年6月18日付け「進行に関する上申書」をご参照)。かかる事実からしても、本件文書の全体に国際的に機微な情報が記載されているとは到底いえないのである。

(4) C I S T E Cとの打合せに関する聴取メモにはA Gにおける協議や交渉の内容等の機微な情報は記載されていない

さらにいえば、C I S T E Cは民間団体に過ぎず、A Gにも直接参加していないのであるから、警視庁公安部のC I S T E C職員からの聴取の際には、A Gに関する機微な情報について聴取されているおそれは一層少ないし、そもそも被告国は意見を述べる立場にない。

(5) インカメラ手続きにより機微な情報の有無の確認し、必要に応じて提出命令の範囲を限定することも可能であること

上記のとおり、本件刑事事件における警視庁公安部の捜査対象は本件噴霧乾燥器が我が国の本件省令に定める規制要件に該当するか否かに尽きるのであるから、経済産業省の職員と警視庁公安部の捜査員との間の打合せ、及びC I S T E Cの職員と警視庁公安部の捜査員との間の打合せにおいて、A Gの国際交渉に関する機微な情報のやり取りがなされているとは直ちに措信できない。

そして、打合せの中で経済産業省ないしC I S T E Cの職員が軽率にもそのような機微な情報に触れ、かつその内容を警視庁公安部の捜査員が本件文書に記載して残している可能性があるとしても、裁判所は、公務秘密文書に該当するかどうか判断するため、インカメラ手続きを利用することが可能であり（民事訴訟法223条6項。最決平成17年7月22日民集59巻6号1888頁の滝井繁男裁判官の補足意見参照。）、本件文書の一部に機微な情報が記載されているときは、当該箇所を文書提出命令の対象から除外することもできる。

従って、直ちにインカメラ手続きを行い、本件文書のうち公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある部分を特定の上、かかる部分以外について、文書提出命令を行うべきである。

4 被告東京都の裁量の逸脱・濫用について

被告国は、仮に本件文書が公務秘密文書に該当しないとしても、本件文書を取り調べる必要がない上、これを公にすることで公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある内容のものが含まれるとして、文書所持者である被告東京都がこれを公にしないと判断したとしても裁量権の逸脱・濫用に当たらないと主張する。

しかし、本件文書を取り調べるのが本件訴訟における争点の判断に必要不可欠であることは、既に述べたとおりである。また、本件文書に国際的に機微な内容が含まれているというのは大袈裟であるし、仮に本件文書の一部に機微な内容が含まれているおそれがあるとしても、その部分を除外して開示することは可能なはずである。

なお、文書所持者の裁量の逸脱・濫用に関する判断にあたっては、インカメラ手続きに関する民事訴訟法223条6項が類推適用されるものと解すべきである。

第2 被告東京都の意見について

1 本件文書を取り調べることの必要性について

被告東京都は、本件文書はいずれも取調べの必要性がないと主張し、その理由として大要、①C I S T E C関連の捜査メモは経済産業省による本件省令の解釈運用とは関係がない、②経済産業省が原告会社ないし事業者に対し本件要件ハの解釈を通知ないし周知していなかったとして

も、それにより経済産業省の本件要件ハの解釈や運用が明らかになるものではない、③本件要件ハに関する経済産業省の解釈は令和4年5月11日付調査囑託回答（甲148）等から証明十分である、と述べる。

このうち②及び③は、被告国の意見と同様であり、これらが理由にならないことは本書第1・1において既に述べたとおりである。

①については、原告ら第6準備書面12頁において詳述したとおり、C I S T E Cは、平成23年ころ、A Gにおいて噴霧乾燥器の規制が検討され始めたころから経済産業省安全保障貿易管理課のA G担当係長をサポートし、本件省令施行後も、経済産業省の依頼を受け我が国の企業における本件要件ハの運用状況の調査を行うなど、経済産業省による本件省令の解釈運用を直接サポートし、最も間近で見てきた立場にある。従って、C I S T E C関連の捜査メモは、その当時における経済産業省による本件省令ハの解釈運用に関する立証に必要である。

2 法律関係文書への該当性について

被告東京都は、上記第1・2に記載した被告国と同様の規範に言及した上で、本件文書については、①捜査員個人の備忘として作成したものであって、原告らと警視庁との法律関係それ自体あるいはその法律関係の基礎となり又は裏付けとなる事項を明らかにする目的の下に作成されたものではなく、もっぱら自己使用のために作成されたものである、②原告会社に対する搜索差押許可状請求や原告大川原に対する逮捕状請求の際の疎明資料として用いられていない、として、「法律関係について作成された」文書に該当しないと主張する。

このうち②は、被告国の意見と同様であり、これらが理由にならないことは本書第1・2において既に述べたとおりである。

また、①についても、本書第1・2において述べたとおり、捜査メモは、犯罪捜査規範第13条に基づき捜査を担当する警察官が作成した備忘録であるところ、備忘録であっても、事件捜査の過程で作成された書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むものは、刑事事件においても証拠開示命令の対象となる（最三判平成20年6月25日刑集 第62巻6号1886頁）のであるから、もっぱら自己使用のために作成されたものではない。

本件文書は、警視庁公安部の警察官が、本件噴霧乾燥器が本件省令の定める規制要件に該当することを明らかにするべく、規制当局である経済産業省から本件省令の解釈運用を聴取し、これを記録し、警視庁公安部において捜査メモとして公的に保存、管理していた文書であるから、原告会社において搜索差押を、原告大川原、原告島田及び亡相嶋における搜索差押及び逮捕をそれぞれ受忍する義務があること、すなわち強制捜査の適法性を明らかにする目的で作成されたものであることは疑いようがない。

3 公務秘密文書への該当性について

被告国は、本件文書に記載されている内容は、警視庁公安部警察官が職務上知り得た非公知の事実であり、かつ実質的にそれを秘密として保護するに値するものであって、その提出によって公務の遂行に著しい支障を生じる具体的なおそれが存在するとして、提出を拒絶し得る公務秘密文書（民事訴訟法220条4号ロ）に該当すると主張する。

その理由は要するに、①本件文書に記載されている捜査方針や具体的な捜査手法が公表されることとなれば、今後の捜査に著しい支障が生じる、②今後、経済産業省が所管する法令に係る犯罪捜査をするにあたって、経済産業省の職員個人が有する非公表事項にかかる情報提供に慎重

となるなど、犯罪捜査等に著しい支障が生じるおそれがある、③経済産業省において業務への影響を勘案して非公表として扱われている事情が公表されれば、経済産業省における輸出管理行政の運用に著しい支障が生じるおそれがある、④C I S T E Cが捜査機関に対する信頼の下で述べた事項が公表されるととなれば、捜査上必要な関係者からの事情聴取も困難になる、というものである。

しかし、このうち①及び④については、主張自体抽象的であるばかりか、本訴訟において既に開示され、被告都自身が証拠として提出している膨大な捜査メモ（乙5の1～5、乙6の1～52、乙7の1～11、乙8の1～49）と何ら状況に変わりはないのであるから、被告都の主張は自己の行為と矛盾するもので、何ら説得力がない。

②については、犯罪捜査等を行う警視庁の立場からすれば、経済産業省としての解釈運用について聴取できればよいのであるから、経済産業省の担当職員の個人的な見解を聴取する必要などそもそもない。

③については、主張自体が抽象的である上、経済産業省が自ら所管する輸出管理に係る法令の解釈運用の全部又は一部を非公表にすること自体、輸出管理行政の透明性、予測可能性を阻害し、事業者の自由な経済活動を制限することとなるのであるから、経済産業省が輸出管理における法令の解釈運用の一部を非公表にしておく必要など一切ないのであって、主張の前提を欠き失当である。付言すれば、現に本件においては、経済産業省が本件省令に関する解釈運用を事業者に広く公表し、知らしめていなかったことが、無実の者を長期間拘束し、そのうち1名を死に至らしめた要因となっているのである。

従って、被告都の主張する理由からは、公務の遂行に著しい支障を生じるおそれが存在することが具体的に認められるとは到底いえない。

4 裁量の逸脱・濫用について

被告都は、被告都が本件文書を開示しないことに裁量権の逸脱又は濫用はないと主張する。その理由として、①本件文書を取り調べる必要性がない、②本件文書には経済産業省の職員等の個人的な感想等が記載されているから、それらの者の名誉、プライバシーの侵害のおそれが否定できない、③本件文書が開示された場合には、警視庁において今後の犯罪捜査に著しい支障が生じるおそれがある、と述べる。

このうち、①及び③は、上記1及び3と同様であって、いずれも理由がないことは既に述べたとおりである。

また、一般に、名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価を、プライバシーとは、他人に知られたくない私生活上の事実又は情報をみだりに公開されない利益をいうところ、本件文書は、本件省令の解釈運用に関する警視庁公安部からの質問に対して経済産業省の職員等が職務上回答した内容を記載した文書に過ぎないのであるから、これを公表することが、当該経済産業省の職員等の名誉ないしプライバシーの侵害となるおそれはない。

以上